

## 山陽小野田市新火葬場建設基本方針検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 新火葬場の建設に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を検討するため、山陽小野田市新火葬場建設基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 基本方針に関すること。
- (2) その他新火葬場の建設に必要な事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項について、委員会の意見等を取りまとめ、市長に提言すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長又は副委員長が存在しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くこ

とができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事項を完了したときに、その効力を失う。